

31都薬発第575号  
令和2年3月13日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会  
会長 永田 泰造

新型コロナウイルス感染症対策による令和元年度 第2回  
地区薬剤師研修会の基準薬局申請に係る扱いについて

平素より当会の会務推進にご尽力賜り、厚く感謝申し上げます

さて、当会で実施している東京都薬剤師会認定基準薬局の認定基準項目では、1年間に2回開催される地区薬剤師研修会は2回とも出席することを必須要件としております。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、多くの地区において第2回地区薬剤師研修会の開催が延期等となったことを受け、基準薬局の申請における令和元年度 第2回地区薬剤師研修会への受講実績につきましては、「**全ての薬局を出席扱い**」とすることにいたしました。

ご多忙の折り誠に恐縮ですが、貴地区会員の皆様へ周知方よろしくお願い申し上げます。

担当事務局：薬局業務課 村山・高橋  
TEL 03(3294)0271 (代)

# < 参考 >

## 東京都薬剤師会認定 基準薬局認定申請書 【2021年度・2022年度】

公益社団法人 東京都薬剤師会 会長 殿

基準薬局規則に従い、基準薬局の認定を申請します。

2021年 月 日

薬局所在地

薬 局 名

電話番号

F A X 番号

開設者氏名

管理薬剤師氏名

上記薬局を『基準薬局』に推薦いたします

地区薬剤師会長氏名

印

2019・2020年度指定研修会受講実績

	2019	2020		2019	2020
基準薬局中央研修会			第1回地区薬剤師研修会	必須	必須
薬学講習会			第2回地区薬剤師研修会	○	必須
かかりつけ薬剤師研修会			薬局業務実務研修会		

(地区研修会は2回ともに必須、かつ1年間にその他の上記研修会のうち2回以上の出席が必要です)

※裏面の認定基準につきましては、地区薬剤師会会長または地区薬剤師会担当者がご確認の上、全ての項目が○の薬局をご推薦願います  
(☆を除く)